

【松ヶ崎小学校PTA規約】

第1章 総則

第1条(名称)

本会は松ヶ崎小学校PTAと称し、事務所を松ヶ崎小学校におきます。

第2条(目的)

本会は児童の健全な育成を図るために会員が協力し、学校と家庭及び地域社会の教育環境の整備と改善、会員の教養の向上、会員相互の親睦を図ることを目的とします。

第3条(会員)

1、本会は次の会員で構成します。

正会員 本校児童の父と母又はこれらに代わる保護者及び教職員の入会者。

賛助会員 本校の学区内に居住する成年に達した者で、本会の目的に賛同し加入を申し込み、会長の承認を得た者。

2、会員は所定の会費を納めるものとします。

3、会員は、本規約や別に定める本会の細則に定めるほかは、平等の権利と義務があります。

但し、賛助会員は役員や委員の選出権、被選出権、総会における議決権や動議の提出権がありません。

第2章 総会

第4条(総会の構成・招集・種類)

1、総会は正会員で構成し、本会の最高決議機関とします。

2、総会は会長が招集し、会日の3日前までに議案書を全会員に配布するものとします。

3、本会の総会は次の2種類とします。

定期総会 毎年度の始めと終わりの2回開きます。

臨時総会 会長が必要と認めたとき、又は正会員の10分の1以上の要求があったときに開きます。

第5条(総会で審議及び決議する事項)

総会で審議したり決議する事項は次の通りです。

1、予算、決算及び活動計画、活動報告の承認。

2、役員、会計監査委員(推薦候補者)の承認。

3、本規約や選出細則の改正及び役員のリコール。

4、本会の重要な事項。

第6条(総会の定足数・議長・決議)

1、総会の定足数は正会員の5分の1以上とします。但し、正会員は委任状により、議長又は他の正会員に出席を代理させることが出来ます。

- 2、 総会の議長はその都度、適切な人を出席正会員の中から選出します。
- 3、 総会の決議は出席正会員の過半数をもって決め、可否同数のときは議長が決めます。但し、第5条の3については出席正会員の3分の2以上の賛成が必要です。

第7条(予算成立以前の活動)

予算成立以前の本会の活動は、会長の承認を得て行うことができます。

第3章 役員、役員会

第8条(役員の種類・人数・選出)

本会に次の役員をおきます。役員の選出は選出細則に基づきます。

- 1、 会長1名。2、 副会長2から3名。3、 庶務3から4名。4、 会計2名。
但し、庶務の内の1名、会計の内の1名は教職員とします。
合計人数は教職員を含め9から10名を維持する。
- 2、 本部の中からはぐくみ委員を1名選出(兼任)します。
- 3、 理事校担当などにより、会長が本部役員の増員を必要と認めた場合、運営委員会の承認を得て、その年度に限り役員数を増員することができます。

第9条(任務)

- 1、 会長 本会の代表者であり、会務の総括、総会及び運営委員会の招集、事業の執行を行います。
- 2、 副会長 会長を補佐し、会長に事故があったときは、副会長の協議によって決めた副会長が会長を代行します。
- 3、 庶務 庶務を行い、記録をとります。
- 4、 会計 会計の事務を行い、出納簿や会費簿を作成し保管します。

第10条(任期)

- 1、 役員の任期は4月1日から翌年の3月31日までとします。
但し、各々の役員は任期が終了しても該当する新しい役員が就任するまで、その役員の任務を続行します。
- 2、 役員が任期中に欠けたときは、運営委員会の決議によって、後任者を選出することができます。この場合、会長は会員に報告します。後任者の任期は、前任者の残存期間とします。

第11条(兼任の禁止・再任)

役員は各種の委員会の委員を兼ねることは出来ません。また、続けて3年間、同じ役職には就任できないものとします。但し、本部役員選出委員会によって選出された場合を除きます。

第12条(役員会)

役員会は役員と校長及び教頭で構成し、招集は会長が行います。

役員会は役員の過半数以上が出席し、本会の運営全般について協議します。

第4章 委員、委員会

第13条(委員会の種類・構成・任務・委員の任期)

本会に次の委員会をおきます。

1、運営委員会 役員と常置委員会の正副委員長及び校長と教頭で構成し、第一四条に定める任務を行います。

2、常置委員会 次の五委員会をおき、イからニの委員は各学級から1名ホの委員は六年生の児童を持つ会員全員で構成する。

イからニの委員の任期は第16条に定める「オール委員会」から次年度の同「委員会」までとします。

ホの委員の任期は、前年度1月1日から12月31日とします。

イ、学級児童委員会 各学級の教育環境の整備と改善及び児童福祉の増進をはかる活動をします。

ロ、広報委員会 本会の会報を発行します。また、本会の目的にそった広報活動をします。

ハ、文化委員会 会員の文化や教養を高めるための活動をします。

ニ、保健体育委員会 児童及び会員の健康や体力の維持、増強をはかる活動をします。

ホ、地域委員会 児童の校外での生活指導や地域との交流の増進をはかる活動をします。

3、会計監査委員会 選出細則に基づいて選出された二名の委員で構成し、その年度の会計を監査し、結果を総会において報告します。任期は4月1日から翌年の3月31日までとします。

4、特別委員会 運営委員会において選出された若干名で構成し、運営委員会の定める任務を行います。尚、委員が任期途中で正会員でなくなったときでも委員を続けることが出来るものとします。

第14条(運営委員会の任務・会議)

1、運営委員会の任務は次の通りです。

イ、予算案等の総会議案の審議 ロ、総会で委任された事項の処理

ハ、各種の委員会の事業の審議 ニ、特別委員会の設置と廃止

ホ、緊急止むを得ぬ事項の処理 ヘ、役員が任期中に欠けた場合の処理

ト、本会の運営に関する事項の審議及び処理

2、招集は会長が行い、定足数は2分の1以上とします。議長は会長又はその指定する人とし、決議は出席委員の過半数をもって決め、可否同数のときは議長が決めます。

3、会長は必要に応じ、運営委員会の委員以外の人を出席させることが出来ます。但し、その人に議決権はありません。

第15条(「クラス委員」の任務)

第13条2のイからニに定める各学級の委員(「クラス委員」と呼ぶ)は相互に協力し、教職員と連絡を密にしながら、各学級や学年に関する事項の審議と処理を行います。

第16条(オール委員会)

毎年度の初め、会長の招集により第13条2のイからニの委員会の委員と同委員会の前年度の正副委員長の集まり(オール委員会と呼ぶ)をもち、会務の引き継ぎと各委員会の正副委員長、本部役員選出委員及び補欠本部役員選出委員の選出を行います。

ホの委員会は、後期に会長の招集により、正副委員長と次年度の六年生の児童を持つ会員全員の

集まりを持ち、委員会の引き継ぎと次年度の正副委員長を選出を行います。

第17条(委員会の会議)

第13条2と4の委員会の定足数、議長、決議方法は、それぞれの委員会で定めるものとします。

第5章 会計

第18条(経費・使途・予備費の支出)

- 1、本会の経費は会費及びその他の収入をもって充て、第2条に定める目的のためにのみ使用するものとします。
- 2、予備費の支出は会長の承認のもとに行います。

第19条(会費)

会費は一会員月額250円とし、年10回納入するものとします。

第20条(会計年度)

本会の会計年度は4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わります。

第21条(会計処理細則)

会計の処理は別に定める本会の会計処理細則に基づいて行います。

第6章 規約の改正

第22条(規約の改正)

本規約は、総会において出席者の3分の2以上の賛成により、改正することができます。

第7章 役員のリコール

第23条(役員のリコール)

役員は、総会において出席者の3分の2以上の賛成により、リコールすることができます。

付則

本規約(松ヶ崎育友会規約)は昭和51年4月21日より施行する。

平成2年4月1日一部改正、施行

平成12年4月1日一部改正、施行

平成26年5月13日一部改正、施行

平成31年2月27日一部改正、4月1日施行(松ヶ崎小学校PTA役員・委員選出細則の名称変更に伴う改正)

令和2年2月26日一部改正、4月1日施行

【松ヶ崎小学校PTA役員・委員選出細則】

第1章 総則

第1条(総則)

松ヶ崎小学校PTA規約(以下規約という)第8条に定める役員及び同規約第13条2と3に定める委員会の委員の選出は、この選出細則に基づいて行います。

第2章 「クラスの委員」及び地域委員の選出

第2条(「クラス委員」の選出)

学級児童、広報、文化、保健体育委員会の委員(「クラス委員」と呼ぶ)は、年度初めの「オール委員の集まり(規約第16条)」までに、各学級において、前年度の学級児童委員が主体となり、「クラス委員」を各1名、協議等の方法で選出します。

第3条(地域委員の選出)

地域委員会の委員は、六年生の児童を持つ会員全員で担当します。

第4条(年度途中の選出)

本章の委員が期間中に欠けたときは、その委員の属する委員会の委員が主体となり、協議等の方法で後任者(任期は残存期間)を選出することが出来ます。

第5条(正副委員長の選出)

正副委員長を選出する際、前年度の正副委員長には選出権がありません。

第3章 本部役員選出委員会

第6条(設置・構成・任務)

- 1、会長は12月10日までに、本部役員選出委員会(以下「選出委員会」と呼ぶ)を設置し、正会員に通知します。
- 2、選出委員会は次の委員で構成します。
 - イ、一年生から五年生までの各学級の「クラス委員」の中から1名及び補欠選出委員を1名
 - ロ、教職員の中から2名
- 3、選出委員会は、教職員以外の役員選出の事務を行います。
- 4、選出委員に欠員が生じた場合、選出委員が本部役員に応募または推薦に応じた場合は、当該クラスの補欠選出委員が選出委員を務めるものとします。

第7条(委員長・会議)

- 1、初回の会議は会長が招集し、委員の互選で委員長を選出します。
- 2、会議の定足数、議長、決議方法はその年度の委員会で定めます。

第8条(選出方法)

- 1、本部役員の選出は、応募・推薦による候補者の募集及び協議によって行われます。
選出にあつては、PTA活動の円滑な運営、活発な活動を目指し、より適切な体制を構築することを目的とします。
- 2、(応募による候補者の募集)
選出委員会は、正会員に応募期日・応募様式を書面で通知し、応募の届出を受け付けます。
- 3、(本部役員候補者の推薦)
正会員は本部役員にふさわしい人を選んで所定の書面に記載し、選出委員会に推薦します。
- 4、(選出の流れ)
 - イ、選出委員会は、学級ごとに応募による候補者と、推薦による候補者を優先させながら、協議を経て全会員の中から次年度の本部役員候補者を責任をもって選出し、「候補者名簿」を作成します。
 - ロ、必要に応じて若干名、補欠候補者を選出するものとします。
 - ハ、被推薦者を選出する場合は、本人の同意を要するものとします。
 - ニ、「候補者名簿」は会長と校長の確認を得た上で、全会員に報告します。
- 5、(候補者の決定)
 - イ、期限を設けた上で、会員家庭数の6分の1以上の異議申立てがなかった場合には、候補者を決定とします。
 - ロ、前号に定める異議申立てがあった場合には、選出委員会は当該候補者の選出を取消し、補欠候補者から選出するなど前項の手続きを経て改めて「候補者名簿」を作成し、再度異議申立ての有無を確認するものとします。
- 6、(補欠候補者の扱い)
年度末の総会までの期間に候補者に欠員が出た場合には、補欠候補者から候補者を選出します。当該候補者について全会員に報告し、異議申立ての有無を確認するものとします。
- 7、選出委員会は、候補者の個人情報及び選出過程を漏洩させないことを義務付けます。
- 8、(助言)
次期役員の選出過程にあつては、必要に応じて現本部及び学校に助言を求めることが出来るものとします。

第9条(総会での承認・選出委員会の解散)

- 1、会長は年度末の定例総会において、前条により選出された候補者の役員等への承認を求めます。総会の決議によって承認されたとき、役員等が決定します。
- 2、選出委員会は総会の承認により役員等が決定したときに解散します。

第4章 会計監査の選出

第10条(会計監査の選出)

会計監査は、会員中より適任者を選び、運営委員会の承認を得て、会長が委嘱します。委嘱後は速やかに総会にはかり、会員の信任を得ます。

第5章 教職員の役員選出

第11条(選出)

教職員の役員(庶務1名、会計1名)は、毎年度の初めに、教職員の間で選出します。

第6章 細則の改正

第12条(細則の改正)

本細則は、総会において出席者の3分の2以上の賛成によって、改正することができます。

付 則

本細則(松ヶ崎育友会選挙細則)は昭和51年4月21日より施行する。

平成2年4月1日一部改正、施行

平成26年5月13日一部改正、施行

平成31年2月27日一部改正、4月1日施行(松ヶ崎小学校PTA役員・委員選出細則に名称変更。推薦委員会・選挙管理委員会の廃止。本部役員選出委員会の設置。)

令和2年2月26日一部改正、4月1日施行